



2023年JAFカップオールジャパンダートトライアル



2023年JMRC全国オールスターダートトライアル in 東北

特別規則書



開催日：2023年11月4日(土)・5日(日)
会場：エビスサーキット新南コース(スライドパーク)
オーガナイザー：エスアイエフ(SiF) チーム・エフ(Team-F)
協力：JMRC東北
公認：日本自動車連盟(JAF)
公認番号：2023年6202号
後援：JMRC北海道, JMRC関東, JMRC中部, JMRC近畿
JMRC中国, JMRC四国, JMRC九州

第1条 競技会の定義および組織

2023年JAFカップオールジャパンダートトライアル/2023年JMRC全国オールスターダートトライアルin東北は、日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則ならびにそれに準拠したJAFの国内競技規則およびその細則、2023年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定(第1章および第2章を除く)、2023年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従って、国内競技として開催される。

第2条 競技会の名称

2023年JAFカップオールジャパンダートトライアル
2023年JMRC全国オールスターダートトライアルin東北

第3条 競技種目

ダートトライアル

第4条 競技の格式

JAF公認：国内競技 JAF公認番号：2023-6202

第5条 開催日程

2023年11月4日(土)～5日(日) 2日間

第6条 競技開催場所

エビスサーキット新南コース(スライドパーク)
福島県二本松市沢松倉1番地
TEL 0243-24-2972 FAX 0243-24-2936

第7条 オーガナイザー

エスアイエフ(SiF) 代表 須田行雄
〒960-3126 福島県福島市町庭坂字富山79-2
TEL: 024-591-3817
チーム・エフ(Team-F) 代表 柳本弘信
〒989-3126 宮城県仙台市青葉区落合4-6-26-216
TEL: 022-797-1188

第8条 大会役員

大会会長：日向俊男(JMRC東北運営委員長)

第9条 組織委員会

組織委員長：立川敬士(JMRC東北)
組織委員：瀬尾毅(JMRC北海道)
組織委員：古沢和夫(JMRC関東)
組織委員：山崎利博(JMRC中部)
組織委員：田岡一浩(JMRC近畿)
組織委員：太田智喜(JMRC中国)
組織委員：萩原豪(JMRC四国)
組織委員：橋本和信(JMRC九州)

第10条 競技会主要役員

1) 競技会審査委員会

競技会審査委員長：円実司(JAF派遣)
競技会審査委員：榎田龍史(JAF派遣)
競技会審査委員：嶽下宗男(組織委員会任命)

2) 競技役員

競技長：須田行雄(SiF)
副競技長：星光行(Team-F)
コース委員長：須田雅文(SiF)
副コース委員長：多田尚克(NC)
計時委員長：斎藤幸二(SiF)
副計時委員長：柳本知子(Team-F)
技術委員長：佐々木洋(AKITA)
副技術委員長：守屋仁(Team-F)
パドック委員長：金子圭造(Team-F)
救急委員長：菅原道晴(Team-F)
医師団長：小野敦史
事務局長：柳本弘信(Team-F)
事務局次長：廣田幸子(T.CHERISH)

第11条 参加申込および参加費用

1) 参加申込先(競技会事務局)

〒989-3126 宮城県仙台市青葉区落合4-6-26-216
柳本弘信
TEL: 080-1823-1848
FAX: 022-797-1188
E-mail: info@super-dt.com

【銀行振込用口座番号】

ゆうちょ銀行 八八支店 普通預金
口座番号：4241895
口座名義：チーム・エフ

※銀行振込の場合、領収書は発行しない。
※振込手数料は各自負担とする。

2) 参加受付期間

受付開始 2023年9月20日(水)
受付締切 2023年10月4日(水) 必着

3) 提出書類

所定の用紙に必要な事項を記入し、参加料を添えて参加受付期間内に申し込むこと。

- ① 参加申込書
- ② 車両申告書
- ③ 出場選手データ
- ④ 参加費用明細書

※複数名分を同時に入金した場合、入金した全員分の参加申込書等をまとめて送付すること。

4) 誓約文

参加に際し、国内競技規則4-15で定める誓約文に、競技参加者、競技運転者、サービス員は、それぞれ署名しなければならない。

5) 参加料

JMRC会員 ￥35,000 (サービス員1名分含む)

JMRC会員以外 ￥40,000 (サービス員1名分含む)

6) その他

- ① サービスカー登録料 ￥5,000/1台 (5m×2.5m)
- ② パドック予備スペース ￥4,000/1区画 (5m×2.5m)
- ③ 追加サービス員登録料 ￥2,000/1名
- ④ 競技車両積載車 無料(要登録)
- ⑤ 屋根付きパドック ￥20,000 ※別紙参照

第12条 サービス員およびサービスカー

- 1) パドックに持ち込むサービスカーについて競技参加申込時に登録すること。登録したサービスカーにはサービスカー駐車券を発行する。尚、サービスカーはオーガナイザーの指定したパドック内に置くこと。
- 2) パドック予備スペースの登録も参加申込時に行うこと。
- 3) サービス員登録は競技参加申込時に行うこと。
サービス員にはクレデンシャルカードを発行する。
- 4) 競技車両積載車は競技参加申込時に登録(無料)を必要とする。
登録した競技車両積載車には駐車券を発行する。なお、競技車両積載車はオーガナイザーが指定する駐車スペースに置くこと。

第13条 競技のタイムスケジュール

11月4日(土)

ゲートオープン	8:00
公開練習受付	9:00~10:00
公開練習慣熟歩行	9:20~10:20
公開練習フリーフィング	10:30~10:45
公開練習走行	11:00~15:00(予定)
公式受付A	13:00~15:30
公式車両検査A	13:30~16:00
車両持出受付	13:30~16:30
ゲートクローズ	18:00

11月5日(日)

ゲートオープン	6:00
公式受付B(参加確認)	6:30~7:00
公式車両検査B	6:30~7:10
持出車両検査	6:30~7:10
慣熟歩行	6:45~7:40
開会式・フリーフィング	7:50~8:10
第1ヒート開始	8:40
慣熟歩行	第1ヒート終了後40分間
第2ヒート開始	慣熟歩行終了10分後
閉会式・表彰式	16:00~(予定)

※公式受付、公式車両検査はA・Bいずれかを選択できる。

※公式受付Aを済ませた場合でも決勝当日の参加確認を受けること。

※公開練習については別途インフォメーションを参照して下さい。

第14条 参加車両

2023年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定第5条および2023年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条に基づき、以下の通りとする。

P車両・PN車両・N車両・SA車両・SAX車両・SC車両
D車両・AE車両

第15条 クラス区分

2023年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定第6条クラス区分に基づいた下記クラス区分とする。

1) クラス区分

PNE1クラス:自動変速機付の車両で2輪駆動のP・PN・AE車両

PNE2クラス:自動変速機付の車両で4輪駆動のP・PN・AE車両

PN1クラス:気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両

PN2クラス:気筒容積1600ccを超える2輪駆動(FR)のPN車両

PN3クラス:気筒容積1600ccを超える2輪駆動(FR)のPN車両

Nクラス:N車両

SA1クラス:2輪駆動のSA・SAX車両

SA2クラス:4輪駆動のSA・SAX車両

SC1クラス:2輪駆動のSC車両

SC2クラス:4輪駆動のSC車両

Dクラス:D車両

クラスWomen:2輪駆動(FR)のPN車両

第16条 競技参加者および競技運転者(ドライバー)

- 1) 競技参加者は有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならぬ。ただし、競技運転者は競技参加者を兼ねることができる。
- 2) 競技運転者は有効な自動車運転免許証とJAF発給の競技運転者許可証の所持者でなければならぬ。
- 3) 競技運転者は競技中に有効な傷害保険、またはJMRC全国共同共済の加入者に限る。競技会受付時にその保険証書(コピー可)または各地区JMRC発行の当該年度有効の会員証または加入を証明できる書類を提示すること。

第17条 参加受理優先基準

- 1) 当該年度全日本選手権シリーズの各クラス10位までの者。
- 2) 当該年度各地区の地方選手権シリーズの各クラス6位までの者。
- 3) 組織委員会の選考に基づく者。
ただし、前項1)および2)に定める参加資格および優先順位を妨げない。

第18条 同一競技会の参加制限

- 1) 同一運転者は1つの競技会に1クラスしかエントリーできない。
- 2) 同一車両による重複参加(ダブルエントリー)は、2名まで認められる。重複参加は同一クラスに限られるが、Womenはこの限りではない。

第19条 参加制限

最大参加台数を140台とする。

第20条 参加受理

参加申込締め切り後、参加申込者に対して参加の可否を通知する。

第21条 参加拒否

オーガナイザーは理由を示すことなく参加を拒否する権限を有する。
この場合、事務手数料¥1,000を差し引き参加料を返却する。

第22条 車両変更

- 1) 正式参加申込後の車両変更は、参加車両に故障・破損等、止むを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
- 2) 車両変更は同一部門同一クラスであること。
- 3) 車両変更申請は公式受付B(参加確認)を最終締切とする。

第23条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は公式車両検査を実施する。なお、公式車両検査に車両を提示する事は、当該車両がすべての規則に適合し参加申請したものとみなされる。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い、指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格または拒否の場合並びに競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は本競技会に参加できない。
- 3) すべての参加者は公式車両検査と同時に本競技会特別規則第26条に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
- 4) 競技番号(ゼッケン)はJAF指定のものを、公式車両検査までに車両の左右に貼付すること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求める事ができる。修正を命じられた車両は修正後、再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両および競技運転者の参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は競技終了後、上位入賞者に対し最終車両検査を実施する。当該車両の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合、または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明する為、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 10) 競技車両は公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は指定駐車待機場所で保管されているものとし(コース走行中または走行までの移動を除く)、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまではオーガナイザーの管理下に置かれる。
- 11) 競技参加者は2023年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第5章32条2に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て車両の調整、変更、交換作業を行った場合は、作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受けること。
- 12) 競技参加者は競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第24条 ブリーフィング

- 1) 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
- 2) 競技参加者はブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含み欠席の場合は費用3万円を支払い、再ブリーフィングを受けなければならない。

第25条 慣熟歩行

慣熟歩行はタイムスケジュールに従い、徒歩にて行う。

第26条 競技運転者の装備

- 1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用が望ましい。
- 2) 競技ヘルメットは「JAF スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合したものの着用を義務付ける。この適合性はラベルで表示されるか、または証明でなければならない。

第27条 信号表示

競技運転者への指示は以下に示す国内競技規則付則「スピード競技における旗信号に関する指導要綱」に定められた信号およびチェック旗によって伝達される。

国旗	スタート合図
黄旗	パイロン移動、転倒
黒旗	ミスコース
赤旗	危険有り直ちに停止せよ
緑旗	コースクリア
チェック旗	ゴール合図

第28条 スタート

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、ランニングスタートとする。
- 3) 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラス毎のスタート順を変更する場合は、競技会審査委員会承認のもと、その内容を公式競技で示す。

第29条 リタイア

競技会の途中で競技を棄権する場合、または以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行い、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権をしなければならない。

第30条 計時

- 1) 計測は競技車両がスタートラインを横切った時より開始し、フィニッシュラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は自動計測器により1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 3) 万一、自動計測器による計測不能等が発生した場合に限り、別個の独立した自動計測器のタイムを成績とする。

- 4) 所定の時間までに参加確認の手続きを怠った参加者は、競技結果からその名前が抹消される。

第31条 順位決定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し、最終順位（競技結果）とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

- ①セカンドタイムの良好な者
- ②排気量の小さい順
- ③競技会審査委員会の決定による。

第32条 競技上のペナルティ

- 1) スタート指示に従わない場合は、当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4) コース上のマーカー（パイロン）の移動、または転倒と判断された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5) ミスコースと判定された場合は当該ヒートを無効とする。
- 6) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合は、当該ヒートを無効とする。
- 7) スタートおよびフィニッシュライン上に設置してある計測器に車両が接触した場合、その車両の当該ヒートを無効とする。

第33条 一般安全規定

- 1) スピードN車両、スピードSA・SAX車両、スピードSC車両およびスピードD車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーを装着しなければならない。
スピードP車両、スピードPN車両およびスピードAE車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーの装着が推奨される。
- 2) オープンカーは6点式以上のロールバーを装着すること。
- 3) すべての車両は当該車両に適用される国内競技車両規則に基づく4点式以上の安全ベルトを装着すること。
- 4) 競技走行中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉にすること。
競技会場内に限り、運転者側の窓内側にネットの装着を強く推奨する。その場合、ネットは以下の仕様でなければならない。窓の開閉部をステアリングホイールの中心まで塞がなければならない。
 - ・材質：耐摩耗性のあるもの
 - ・帯の最小幅：19mm
 - ・網目の最小サイズ：25mm×25mm
 - ・網目の最大サイズ：60mm×60mm
 - ・装着要領：脱着可能である事ロールバーにネットを装着する場合、ロールバーに加工してはならない。取付具を用いて装着する場合、その取付具が突起物とならないこと。
- 5) パドック内での移動は最終行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- 6) エンジン始動中のジャッキアップを行う場合はリジッドラック（通称：ウマ）を用い競技参加者またはメカニックが乗車する事。それ以外

のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。

- 7) パドック内に燃料を保管する場合は消防法に適合した金属製の携行缶に保管する事とし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んではいならない。
- 8) パドック内で給油する場合は粉末消火器（国家検定合格済の薬剤3kg以上）を準備し、給油すること。

第34条 抗議

参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行なう時は、必ず書面により理由を明記し、国内競技規則に規定された抗議料¥53,300を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合、抗議料は返還される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算出する。
- 4) 審判員の判定および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は抗議者に宣告される。

第35条 抗議の制限時間

- 1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第36条 競技会の延期、中止、または短縮

- 1) 保安上又は不可抗力の為、競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技は第1ヒートが終了した時点で成立する。
- 3) 競技会の延期によって参加者が出場できない場合、または中止の場合、参加料は返還する。ただし天災地変の場合はこの限りではない。

第37条 賞典

- | | | |
|---------------|-------|-----------|
| 1) JAFカップ各クラス | 1位 | JAFカップ・副賞 |
| | 2位～3位 | JAF杯・副賞 |
| | 4位～6位 | JAF賞・副賞 |

ただし、JAF杯を除き表彰対象者数は各クラス参加台数の30%（小数点以下切り上げ）の範囲内とする

- 2) 特別賞 地区対抗戦（特別賞の詳細は公式通知にて発表）

第38条 遵守事項

- 1) 本特別規則の下で開催される競技会に参加する個人、団体は、それがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、競技中、行事中に生じた事態についてJAFならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) オーガナイザー及び競技参加者は本競技会にかかわるすべての者に、すべての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 競技参加者および競技重転者等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事柄聴取を受けた場合、指示がある

まで会場を離れないこと。

- 4) 参加者および競技運転者は競技期間中、競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり飲酒してはならない。

第39条 本規則の解釈

競技会中に本特別規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第40条 罰則

- 1) 規則違反または競技役員への指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2) 本特別規則に関する罰則および本特別規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第41条 新型コロナウイルス感染症予防対策に関する事項

感染拡大防止の観点から、体温が高いなど新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる場合は、オーガナイザーの判断で（審査委員会へ報告のうえ）入場を断る場合がある。

第42条 本規則の施行

- 1) 本特別規則は本競技会に適用されるもので、参加申込と同時に有効となる。
- 2) 本特別規則発行後、JAFにおいて決定され公示された事項は、すべての規則に優先する。

以上

競技会組織委員会

別紙（特別規則書第 11 条 7-5 関連）

屋根付きパドックを希望のチームは代表者のみ申請下さい。

チーム申請された合計の区画で適合する場所を割り振ります、場所の希望は受け付けられません。

適合する場所がない場合、また希望者多数で抽選に外れた場合は申込料は返却いたします。

Ebisu School



※屋根なしパドック



エビスサーキット
スクールコース

エビスサーキット 新南
コース スライドパーク

A

B

C

A：10 区画（20 台分）ほぼ平坦

B：5 区画（10 台分）ほぼ平坦

C：7 区画（14 台分）傾斜角約 3 度